

## 公立大学法人県立広島大学に係る各事業年度業務実績評価実施要領

平成19年 月 日

## (趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、広島県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が行う公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務実績評価（以下「評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (評価の基本方針)

第2 評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 法人の先進的・特徴的な取組や運営の改善を積極的に評価する。
- (3) 再編統合と法人化を契機とする大学改革の取組を支援する。
- (4) 法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示すよう努める。

## (評価の方法)

第3 評価は、教育研究等の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善等の項目のうち、法人が明確にする取組優先順位の高い項目を重点的に評価することとし、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

## (1) 業務実績報告

各事業年度における業務の実績報告は、業務実績報告書（別紙様式）によるものとし、次のとおり作成する。

法人は、自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、年度計画各項目の業務実績を過年度との比較を含めて記載し、当該項目ごとにIV、III、II、Iの4段階で自己評価するとともに、計画の実施状況等、今後の予定を記載する。

評価は、次の4段階で評価することとする。

IV…年度計画を上回って実施している。

III…年度計画を順調に実施している。

II…年度計画を十分に実施していない。

I…年度計画を大幅に下回っている。

特記事項欄には、次に掲げる事項を記載すること。

- ①前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組。
- ②先進的、特徴的な取組や特筆すべき優れた実績を上げた取組。
- ③遅滞が生じている取組やその理由。
- ④その他、法人が積極的に実施した取組。

## (2) 項目別評価

項目別評価は、次の方法により行うものとする。

### ① 委員会の評価

委員会は、法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、事業の進捗状況及び成果等について項目ごとに評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。

### ② 評価方法

評価は、次の5段階で評価するものとする。

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| AA…特筆すべき進行状況にある。       | (評価委員会が特に認める場合)  |
| A …年度計画を順調に実施している。     | (達成度が概ね9割以上)     |
| B …年度計画をおおむね順調に実施している。 | (達成度が概ね6割以上9割未満) |
| C …年度計画をやや遅れている。       | (達成度が概ね6割未満)     |
| D …重大な改善事項がある。         | (評価委員会が特に認める場合)  |

教育・研究等の質の向上に関する項目の評価は、教育研究の特性の配慮から、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

## (3) 全体評価

全体評価は、(2)の項目別評価と特記事項の記載結果を踏まえ、法人の中期計画の大項目ごとの進捗状況について5段階で評価するとともに、全体的な進捗状況及び次の事項について総合的に記述式により評価するものとする。

- ① 理事長及び学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みについて
- ② 県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組みについて
- ③ 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み、創意工夫について
- ④ 業務運営等の改善及び効率化、財務状況の改善に関する取組みについて
- ⑤ 自己点検・評価及び情報公開に関する取組みについて
- ⑥ その他必要と認められる事項について

(年度評価の進め方とスケジュール)

第4 委員会での評価結果の決定手順は、次のとおり。

項目	時期	業務内容等
年度終了	3月末	・年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	・業務実績報告書、財務諸表作成（法人） ・現地視察等
実績報告	6月末	・業務実績報告書、財務諸表等提出（法人） (年度終了後、3ヶ月以内に提出)
評価	7月～8月	・業務実績検証（法人とのヒアリング） ・財務諸表検証 ・評価結果（案）作成 ・法人からの意見申出機会の付与 ・評価結果（最終案）作成 ・評価結果の決定
報告・公表	9月	・評価結果の知事への報告及び法人への通知 ・財務諸表意見聴取、財務諸表承認

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

様式（第3関係）

各事業年度に係る業務の実績に関する報告書

- 1 大学の概要
- 2 全体的な状況とその自己評価
- 3 項目別の状況

項目別 の 状 況							
項目							
中期目標							
中期計画	年度計画	法人の自己評価				評価委員会評価	
		計画の進捗状況等	今後のスケジュール	ウェイト	自己評価	委員会評価	特記事項

○○○に関する特記事項